

(総則)

第1条 委託者（以下「甲」という。）及び受託者（以下「乙」という。）は、この契約書及び仕様書に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。

2 乙は、契約書記載の業務を契約書記載の契約期間内に履行し、甲は、その請負代金を支払うものとする。

3 この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

4 この契約の履行に関して甲と乙との間で用いる言語は、日本語とする。

5 契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

6 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

7 この契約書及び仕様書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）に定めるところによるものとする。

8 この契約の履行に関して甲と乙との間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるところによるものとする。

9 この契約に係る訴訟については、甲の事務所の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第2条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第3条 乙は、委託業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(監督)

第4条 甲は、この契約書及び仕様書に定められた事項の範囲内において監督し、必要と認めるときは、乙の委託業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。

(主任技術者)

第5条 乙は、委託業務履行について、技術上の監理をつかさどる主任技術者（以下「技術者」という。）を定め、書面により甲に通知するものとする。

2 技術者は、監督職員の監督又は指示に従い、又は要求があったときは、前条に基づく報告をしなければならない。

(受託者の技術者に対する異議)

第6条 甲は、前条の技術者がその業務に当たり不相当と認めるときは、その理由を明示して、乙に対して交替を求めることができる。

2 前項の規定により、甲から交替を求められた場合は、乙は直ちに適任者と交替させるものとする。

(工事の施工者に対する指示)

第7条 乙は、工事の施工に当たる当該工事請負人に対して指示を要するときは、甲を通じて行うものとする。

(契約保証金)

第8条 乙は、この契約による債務の不履行によって生じる甲の損害を填補するため、委託料の10分の1以上の契約保証金を甲に納入しなければならない。ただし、甲においてその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 甲は、契約期間満了後全ての業務の検査が合格したとき又は第21条若しくは第22条の規定によりこの契約が解除されたときは、乙の請求により、30日以内に契約保証金を返還する。

3 契約保証金は、利息を付さないものとする。

(貸与資料の保管義務)

第9条 甲は、乙が業務を実施するに当たり甲の資料が必要な場合は、これを貸与するものとする。

- 2 乙は、前項により貸与された資料を、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 乙は、業務実施中でも甲の請求があれば速やかに貸与資料を返還しなければならない。また業務が完了した時は、甲の請求にかかわらず、速やかに返還すること。
- 4 第2項の規定にかかわらず、その注意を怠ったことにより生ずる損害は、乙が責めを負うものとする。

(貸与資料の複写及び複製の禁止)

第10条 乙は、この業務に係る貸与資料を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(委託業務内容の変更等)

第11条 甲は、必要がある場合には、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、委託料又は履行期限を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定める。

(履行期間の延長)

第12条 乙は、その責に帰すことができない理由、その他正当な理由により、履行期間内に委託業務を完了することができないときは、甲に対して遅滞なくその理由を付して履行期間の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は、甲乙協議のうえ定める。

(完了の確認等)

第13条 乙は、委託業務を完了したときは、甲に対して業務完了報告書を提出しなければならない。

- 2 甲は、前項の業務完了報告書を受領したときは、その日から10日以内に完了の確認するものとする。

(損害賠償)

第14条 乙は、委託業務の実施に当たり、乙の責任に帰すべき理由によって、甲の建物、工作物その他の物品に損害を与えた場合は、その賠償の責めを負う。

- 2 乙は、委託業務の実施に当たり第三者に損害を及ぼしたときは、その賠償の責めを負う。ただし、甲の責めに帰すべき理由による場合は、甲がその責めを負う。

(委託料の支払い)

第15条 乙は、第13条第2項の規定による業務完了の確認後、甲に請求書を提出するものとする。

- 2 甲は、乙が業務を履行したことを確認した後、乙の請求書を受領した日から起算して、30日以内に委託料を支払わなければならない。

(部分払)

第16条 乙は、業務完了前に、出来高部分に相応する業務委託料相当額の10分の9以内の額については、次項から第7項までに定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、柳泉園組合契約事務規則に規定する回数を超えることができない。

- 2 乙は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分の確認を甲に請求しなければならない。

- 3 甲は、前項の場合において、当該請求を受けた日から10日以内に、乙の立会いの上、仕様書に定めることにより、前項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を乙に通知しなければならない。

- 4 前項の場合において、検査に直接要する費用は、乙の負担とする。

- 5 乙は、第3項の規定による確認があったときは、部分払を請求することができる。この場合において、甲は、当該請求を受けた日から14日以内に部分払金を支払わなければならない。

- 6 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において、第1項の業務委託料相当額は、甲乙協議して定める。ただし、甲が第3項の通知をした日から10日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

部分払金の額 \leq 第1項の業務委託料相当額 \times (9/10)

- 7 第5項の規定により部分払金の支払があった後、再度部分払の請求をする場合においては、第1項及び第6項中「業務委託料相当額」とあるのは「業務委託料相当額から既に部分払の対

象となった業務委託料相当額を控除した額」とするものとする。

(工事監理仕様書と委託業務内容が一致しない場合の契約不適合責任)

第17条 乙は、委託業務内容が工事監理仕様書又は甲の指示若しくは甲乙協議の内容に適合しない場合において、甲がその履行を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が甲の指示によるときその他甲の責に帰すべき事由によるときは、甲は、必要があると認められるときは履行期間若しくは契約金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

2 前項の場合において、甲がその不適合を知った時から1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、前項の請求をすることができない。ただし、乙が引渡しの際にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りではない。

(履行遅滞の場合における違約金等)

第18条 乙の責めに帰すべき事由により契約期間内に業務を完了することができない場合において、契約期間経過後相当の期間内に完了する見込みのあるときは、甲は、乙から遅延違約金を徴収して契約期間を延長することができる。

2 前項の遅延違約金の額は、契約期間全体の総額(甲が分割して履行しても支障がないと認められた既済部分を除く。)につき遅延日数に応じ、国の債権の管理等に関する法律施行令(昭和31年政令第337号)第29条第1項に規定する財務大臣が定める率(年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。)で計算した額(100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。)とする。

3 甲の責めに帰すべき事由により、第15条第2項の規定による契約代金の支払が遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づく財務大臣の告示により当該支払金額の請求が甲に到達した日において適用される割合(年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。)で計算した額(100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。)の支払を甲に請求することができる。

(甲の催告による解除権)

第19条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

(2) 指定期日内に業務を完了しないとき又は指定期日後相当の期間内に完了する見込みがないと甲が認めるとき。

(3) 甲が第17条第1項の履行を請求したときに、乙が正当な理由なく当該請求に従わないとき。

(4) 乙又はその代理人若しくは使用人が、この契約の締結又は履行に当たり、不正な行為をしたとき。

(5) 乙又はその代理人若しくは使用人が、正当な理由がなく、甲の監督又は検査の実施に当たり、その職務の執行を妨害したとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、乙がこの契約に違反したとき。

(甲の催告によらない解除権)

第19条の2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第2条の規定に違反し、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供したとき。

(2) 業務を終了させることができないことが明らかであるとき。

(3) 乙がこの契約の業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

- (4) 乙の債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行しないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）が経営に実質的に関与していると認められる者にこの契約により生じる権利又は義務を譲渡等したとき。
- (8) 第22条に規定する事由によらないで、乙がこの契約の解除を申し出たとき。
- (9) 乙が地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当すると判明したとき。
- (10) 公正取引委員会が乙に対し、この契約に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）又は同法第7条の2（同法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき又は排除措置命令又は納付命令において、この契約に関して、同法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (11) この契約に関して、乙（乙が法人の場合については、その役員又はその使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。
（契約が解除された場合等の違約金）

第20条 次の各号のいずれかに該当する場合には、乙は、契約期間全体の総額の100分の10に相当する額を違約金として甲に納付しなければならない。

- (1) 前2条の規定によりこの契約が解除された場合
 - (2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 3 第1項に該当する場合において、契約保証金の納付が行われているときは、甲は、当該契約保証金を第1項の違約金に充当することができる。
- 4 前2条の規定により契約を解除した場合又は第2項各号に掲げる者により契約が解除された場合において、契約の解除が契約期間後に行われたときは、甲は、契約期間の翌日から解除の日（乙の申出に基づく場合は、その書面が甲に到達した日）までの日数に応じ、乙から遅延違約金を徴収する。この場合において、遅延違約金の額は、第18条第2項の規定を準用する。
（協議解除）

第21条 甲は、必要があるときは、乙と協議の上、この契約を解除することができる。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（乙の解除権）

第22条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 第11条の規定により、契約金額が3分の2以上減少するとき。

(2) 第11条の規定による業務の中止期間が引き続き3月を超えたとき。

(3) 甲の責めにより業務を完了することが不可能になったとき。

2 乙は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。

(解除等に伴う措置)

第23条 契約が解除された、又は乙がその債務の履行を拒否し、若しくは、乙の債務について履行不能となった場合（以下「契約が解除された場合等」という。）において、検査に合格した履行部分があるときは、甲は当該履行完了部分に対する代金相当額を支払うものとする。

2 乙は、この契約が解除された場合等において、貸与品又は支給材料等があるときは、遅滞なく甲に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品又は支給材料等が乙の故意又は過失により滅失又は毀損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又はこれらに代えてその損害を賠償しなければならない。

3 乙は、この契約が解除された場合等において、履行場所等に乙が所有する材料、工具その他の物件があるときは、遅滞なく当該物件を撤去（甲に返還する貸与品、支給材料等については、甲の指定する場所へ搬出。以下この条において同じ。）するとともに、履行場所等を原状に復して甲に明け渡さなければならない。

4 前項の場合において、乙が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は履行場所等の原状回復を行わないときは、甲は、乙に代わって当該物件を処分し、履行場所等の原状回復を行うことができる。この場合においては、乙は、甲の処分又は原状回復について異議を申し出ることができず、また、甲の処分又は原状回復に要した費用を負担しなければならない。

5 第2項及び第3項に規定する乙のとるべき措置の期限、方法等については、第19条、第19条の2又は第20条第1項若しくは同条第2項の規定により契約が解除された場合等においては甲が定め、第21条又は前条の規定により契約が解除されたときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

(賠償の予約)

第24条 乙は、この契約に関して、第19条の2第10号又は第11号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の1に相当する額を支払わなければならない。業務が完了した後も同様とする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 第19条の2第10号のうち、審決の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売の場合、その他甲が特に認める場合

(2) 第19条第11号のうち、乙が刑法第198条の規定による刑が確定した場合

2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(賠償金の徴収)

第25条 乙が、この契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、支払金額につき遅延日数に応じ、契約締結日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条に定める率を乗じて計算した利息を徴収する。

(契約不適合に係る措置)

第26条 工事目的物の不適合期間中に当該目的物に不適合が生じ、甲がその不適合の修補を請求したときは、その不適合の修補が完了するまでの間、乙に業務を継続させることができる。

この場合乙は、甲に対し、報酬を請求することはできない。

(その他)

第27条 乙は、この契約条項のほか、柳泉園組合契約事務規則を遵守するものとする。

(補則)

第28条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じ甲乙協議して定める。

上記契約の証として、本証書2通を作成して、甲乙各1通を保有する。